

# 第1章 計画策定に当たって

## 1. 計画策定の趣旨

日本国憲法では個人の尊重と法の下での平等がうたわれており、我が国では国際社会の取組と連動して男女共同参画社会<sup>(※)</sup>の実現に向けた取組が進められてきました。1999（平成11）年に施行された「男女共同参画社会基本法」において、男女共同参画社会の実現は21世紀の我が国の社会を決定する最重要課題の一つとして位置づけられています。

人口減少・少子高齢化が急速に進む中で、男女が互いに人権を尊重しながら責任を分かち合い、性別等にかかわらず個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現は、地域社会の活力を維持する上で緊急に処理すべき課題となっています。

唐津市では2005（平成17）年9月に男女共同参画社会基本法に基づき、「唐津市男女共同参画行動計画」を策定して以来、男女共同参画社会の実現に向けた施策を総合的かつ計画的に推進してきました。そして、2020（令和2）年3月に「唐津市男女共同参画行動計画（第3次）」・「唐津市DV被害者支援基本計画（第2次）」・「唐津市女性活躍推進計画」の計画期間が終了するに当たり、3つの計画を一本化して「唐津市男女共同参画基本計画（第4次）」（以下「前計画」という。）を策定し、様々な施策を展開してきました。

しかし、男女間の格差や性別による固定的役割分担意識<sup>(※)</sup>等は、様々な場面においていまだに見られることがあります。また、家事・育児・介護等への男性の参画や、政策・方針決定過程への女性の参画が進みにくい状況もあることから、引き続き女性活躍の推進、働き方の見直しなど様々な取組を進めていく必要があります。持続可能な本市の未来のためにも、今後、あらゆる場面での女性の活躍推進やワーク・ライフ・バランス<sup>(※)</sup>の考え方の浸透は大切な要素のひとつと考えられます。

さらに、ドメスティック・バイオレンス（DV）<sup>(※)</sup>の防止や、性的マイノリティ<sup>(※)</sup>の方に対する配慮・理解増進等、多くの課題への対応が必要です。コロナ禍により経済的な困窮状態に陥ったり、DVを受ける女性が表面化したりしたことから、女性に対する経済面での自立支援、暴力や虐待等に関する相談・支援の対応力強化も求められています。

このようなことから、本市の状況と社会的ニーズの変化に対応し、男女共同参画社会の実現に向けて計画的に取り組むため、「唐津市男女共同参画基本計画（第5次）」（以下「本計画」という。）を策定しました。

## 2. 計画の位置づけ

---

本計画は、「男女共同参画社会基本法」第14条第3項に規定する「男女共同参画基本計画」です。そして、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法<sup>(※)</sup>）」第2条の3第3項、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法<sup>(※)</sup>）」第6条第2項、2024（令和6）年4月施行の「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（困難女性支援法<sup>(※)</sup>）」第8条第3項のそれぞれに定める市町村基本計画としても位置づけています。

- 「男女共同参画社会基本法」第14条第3項：唐津市男女共同参画基本計画
- 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法）」第2条の3第3項：唐津市DV被害者支援基本計画
- 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」第6条第2項：唐津市女性活躍推進計画
- 「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（困難女性支援法）」第8条第3項：唐津市困難な問題を抱える女性への支援基本計画

## 3. 計画の期間

---

本計画の期間は、2025（令和7）年度から2029（令和11）年度までの5年間とします。

## 第2章 男女共同参画に関する動向

### 1. 国際的な動向

国連が提唱した「国際婦人年」である1975（昭和50）年に、メキシコで第1回世界女性会議が開催され、「世界行動計画」が採択されました。1979（昭和54）年には、国連総会において、男女の完全な平等の達成への貢献を目的として、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（女子差別撤廃条約<sup>(※)</sup>）」が採択されました。この条約では、あらゆる分野における性による差別禁止と差別撤廃に必要な法的措置を締約国が講じることとともに、慣習や慣行等、個人の意識改革も求められています。

1995（平成7）年には、北京において第4回世界女性会議が開催され、北京宣言及び行動綱領が採択されました。2000（平成12）年には、ニューヨークにおいて「女性2000年会議（国連特別総会）」が開催され、行動綱領の進捗状況を検討、評価するとともに課題を明らかにし、一層の行動を求める政治宣言及び成果文書が採択されました。2020（令和2）年に開催された「第64回国連女性の地位委員会（北京+25）」では、いかなる国もジェンダー<sup>(※)</sup>平等や女性と女児のエンパワーメント<sup>(※)</sup>を達成できておらず、ジェンダー平等の達成を阻害する構造的障害や、差別的慣習等に対する危機が示され、更なる取組の重要性が確認されました。

また、2015（平成27）年には国連で持続可能な開発目標（SDGs<sup>(※)</sup>）が採択され、各国が「誰一人取り残さない」世界の実現に向けて取り組んでいます。SDGsの17の目標の5つ目には「ジェンダー平等の実現」が掲げられており、女性や女児に対する差別や暴力等に終止符を打ち、すべての女性と女児のエンパワーメントを図ることが求められています。

#### 《近年の主な動向》

| 年           | 内容                                                                                                                                          |
|-------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 2015（平成27）年 | ・国連持続可能な開発サミット「持続可能な開発目標（SDGs）」採択<br>・第59回国連婦人の地位委員会（北京+20）開催（ニューヨーク）<br>・第3回国連防災世界会議（仙台）「仙台防災枠組 <sup>(※)</sup> 」（防災関係者として女性の参画と女性の能力開発等）採択 |
| 2016（平成28）年 | ・女子差別撤廃条約実施状況第7回及び第8回報告の審議・最終見解の公表                                                                                                          |
| 2017（平成29）年 | ・G20 ハンブルクサミット「女性起業家資金イニシアティブ <sup>(※)</sup> 」採択                                                                                            |
| 2018（平成30）年 | ・G7外務大臣会合「G7女性・平和・安全保障（WPS）パートナーシップ・イニシアティブ <sup>(※)</sup> 」採択                                                                              |
| 2019（令和元）年  | ・ILO（国際労働機関）「仕事の世界における暴力及びハラスメント <sup>(※)</sup> の撤廃に関する条約 <sup>(※)</sup> 」の勧告及び採択                                                           |

| 年          | 内容                                     |
|------------|----------------------------------------|
| 2020（令和2）年 | ・第64回国連女性の地位委員会（北京+25）開催（ニューヨーク）       |
| 2021（令和3）年 | ・APEC（アジア太平洋経済協力）「女性と経済フォーラム」ハイレベル政策対話 |
| 2023（令和5）年 | ・G7広島サミット首脳宣言                          |

### 《本計画と特に関連が深いSDGs》



1. あらゆる場所あらゆる形態の貧困を終わらせる
3. あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する
4. すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する
5. ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児のエンパワーメントを行う
8. 包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用を促進する
10. 国内及び各国家間の不平等を是正する
11. 包摂的で安全かつ強靱（レジリエント<sup>(※)</sup>）で持続可能な都市及び人間居住を実現する
16. 持続可能な開発のための平和で包摂的な社会<sup>(※)</sup>を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する
17. 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップ<sup>(※)</sup>を活性化

2023（令和5）年5月に開催されたG7広島サミットでは、ジェンダー平等について、独立した項目として述べられるだけでなく、他の分野でも言及されました。

### ◆G7広島サミット首脳宣言（概要）

#### 【ジェンダー】

あらゆる多様性をもつ女性及び女児等の政治、経済、教育及びその他社会のあらゆる分野への完全かつ平等で意義ある参加を確保し、すべての政策分野に一貫してジェンダー平等を主流化させるため、社会のあらゆる層と共に協働していく。

長年にわたる構造的障壁を克服し、教育等の手段を通じて有害なジェンダー規範、固定観念、役割及び慣行に対処するための我々の努力を倍加させる。

あらゆる形態の、性的及びジェンダーに基づくオフライン及びオンラインにおけるハラスメントや虐待、援助に関連した性的搾取や虐待を撲滅する。

リスキリング<sup>(※)</sup>と技能向上の促進、働きがいのある人間らしい労働条件の促進、あらゆる多様性をもつ女性の金融包摂の強化及びジェンダー間の賃金格差を解消する。

女性の完全なエンパワーメントと、指導的地位を含むあらゆるレベルの意思決定プロセスへの完全かつ平等な参加を促進する。

#### 【保健】

特に脆弱な状況にある妊産婦、新生児、乳幼児及び青少年を含むすべての人の包括的な性と生殖に関する健康と権利を更に推進する。

#### 【労働】

有給・無給のケアワーク<sup>(※)</sup>や家事の不平等な分担等、根本的な差別的社会規範やジェンダー規範に取り組み、育児休暇を含む社会保障の促進と保護、インフラや長期ケアへのアクセスの促進を含む育児や他の分野のケアワークやケア経済への支援を行う。

#### 【教育】

すべての学習者の教育機会を保護し、ジェンダー平等とあらゆる多様性をもつすべての女性及び女児のエンパワーメントを、教育において、また、教育を通じて推進するというG7のこれまでのコミットメント<sup>(※)</sup>を堅持する。

### コラム ● 政治・経済活動分野でのジェンダー・ギャップ<sup>(※)</sup> ●

2024(令和6)年6月に世界経済フォーラムが発表した「ジェンダー・ギャップ指数」において、我が国は118位(146か国中)と非常に低い結果となっています。

毎回、北欧諸国が上位を占め、過去の指数の推移を見ても、我が国は、常に低い順位となっています。この理由は、特に「政治」や「経済活動」の分野において男女の格差が大きいことがあげられ、男女共同参画において取り組むべき課題は依然として多いと考えられます。

#### ■ ジェンダー・ギャップ指数 ■

| (146 か国中の順位) | 経済活動の参加と機会 | 教育    | 健康と生存 | 政治への関与 | 総合スコア |
|--------------|------------|-------|-------|--------|-------|
| アイスランド (1 位) | 0.815      | 0.992 | 0.962 | 0.972  | 0.935 |
| フィンランド (2 位) | 0.796      | 1.000 | 0.970 | 0.734  | 0.875 |
| ノルウェー (3 位)  | 0.799      | 0.993 | 0.962 | 0.746  | 0.875 |
| ↓            |            |       |       |        |       |
| 英国 (14 位)    | 0.717      | 1.000 | 0.965 | 0.474  | 0.789 |
| ↓            |            |       |       |        |       |
| 米国 (43 位)    | 0.765      | 1.000 | 0.970 | 0.251  | 0.747 |
| ↓            |            |       |       |        |       |
| 韓国 (94 位)    | 0.605      | 0.980 | 0.976 | 0.223  | 0.696 |
| ↓            |            |       |       |        |       |
| 中国 (106 位)   | 0.737      | 0.934 | 0.940 | 0.123  | 0.684 |
| ↓            |            |       |       |        |       |
| 日本 (118 位)   | 0.568      | 0.993 | 0.973 | 0.118  | 0.663 |

資料:The Global Gap Report 2024

上表から、日本は、特に「政治」や「経済活動」の分野で指数が低いことがわかります。

## 2. 国内の動向

---

### (1) 国の動向

1975（昭和 50）年に総理府に婦人問題企画推進本部が設置され、1977（昭和 52）年に女性行政関連施策の方向性を明らかにした国内行動計画が策定されました。そして、1985（昭和 60）年には「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（男女雇用機会均等法<sup>(※)</sup>）」を制定する等、国内法の整備が進められました。

1999（平成 11）年には、「男女共同参画社会基本法」が制定され、2000（平成 12）年には、この法律に基づき「男女共同参画基本計画」が策定されました。その後、「男女共同参画基本計画」は第 2 次～第 4 次と改定が進み、2020（令和 2）年には第 5 次男女共同参画基本計画が策定されました。

分野ごとでの動きを見ていくと、労働分野では、1991（平成 3）年に「育児休業等に関する法律（育児休業法）」、2015（平成 27）年 8 月には「女性活躍推進法」が、そして 2018（平成 30）年には多様な働き方を選択できる社会を実現する働き方改革を総合的に推進するとして、「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律（働き方改革関連法）」が制定され、時間外労働の上限規制や年次有給休暇の確実な取得、正社員と非正規社員との間の不合理な待遇差の禁止を図る関連法が順次施行されました。また、2019（令和元）年には「女性活躍推進法」の改正により、一般事業主行動計画<sup>(※)</sup>の策定義務の対象拡大やハラスメント防止対策の強化等が行われました。この間、「育児休業法」は度重なる改正が行われ、2021（令和 3）年には「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（育児・介護休業法<sup>(※)</sup>）」の改正により、希望に応じて性別等にかかわらず仕事と育児等を両立できるよう、出生時育児休業（産後パパ育休）制度等が盛り込まれました。

政治分野では、2018（平成 30）年に「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」が施行され、国や地方議会の議員選挙において、男女の候補者の数ができるだけ均等となることを目指すことが基本原則とされました。

性犯罪や暴力に関する分野では、2001（平成 13）年に「DV防止法」が施行され、2017（平成 29）年には性犯罪に関する「刑法」の大幅改正により強姦罪が強制性交等罪（2023（令和 5）年改正により、現在は不同意性交等罪）へ改められ、監護者性交等罪が新設される等、犯罪の定義が拡大されるとともに厳罰化が図られました。また、2019（令和元）年には、「DV防止法」の改正を含む「児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律」が制定され、DV 対応と児童虐待対応との連携強化に向け、児童相談所を関係機関として明文化するとともに、保護の適用対象として DV 被害者の同伴家族が含まれること等が盛り込まれました。さらに、2023（令和 5）年 5 月に「DV防止法」が改正され、保護命令制度の拡充や保護命令違反の厳罰化等について、一部の規定を除き、2024（令和 6）年 4 月から施行されました。

コロナ禍において表面化した課題への対応として、孤独・孤立対策や保護更生等の観点から複雑化・複合化した困難な問題を抱える女性への支援について、2022（令和4）年5月に「困難女性支援法」が制定され、2024（令和6）年4月に施行されました。

#### 《近年の国の主な動向》

| 年           | 内容                                                                                                              |
|-------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 2015（平成27）年 | ・「女性活躍推進法」制定                                                                                                    |
| 2017（平成29）年 | ・性犯罪に関する「刑法」改正（強姦罪を強制性交等罪へ変更）                                                                                   |
| 2018（平成30）年 | ・「働き方改革関連法」制定<br>・「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」施行                                                                   |
| 2019（令和元）年  | ・「女性活躍推進法」改正（一般事業主行動計画の策定義務の対象拡大、ハラスメント防止対策の強化等）<br>・「児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律」制定（連携・協力機関として児童相談所が明文化） |
| 2020（令和2）年  | ・「第5次男女共同参画基本計画」策定                                                                                              |
| 2021（令和3）年  | ・「育児・介護休業法」改正（出生時育児休業制度の創設等）                                                                                    |
| 2022（令和4）年  | ・「困難女性支援法」制定                                                                                                    |
| 2023（令和5）年  | ・「DV防止法」改正（保護命令制度の拡充等）<br>・性犯罪に関する「刑法」改正（強制性交等罪を不同意性交等罪へ変更）                                                     |
| 2024（令和6）年  | ・「困難女性支援法」施行                                                                                                    |

### ア．国の第5次男女共同参画基本計画

国の「第5次男女共同参画基本計画～すべての女性が輝く令和の社会へ～（以下「第5次計画」という。）」は、新型コロナウイルス感染症拡大によって表面化した課題や、我が国のジェンダー・ギャップ指数の低さ、性別にとらわれない多様な人々の包摂等、様々な観点を考え、2030（令和12）年度末までの「基本認識」並びに2025（令和7）年度末までを見通した「施策の基本的方向」及び「具体的な取組」を定めるものとして2020（令和2）年12月に閣議決定されました。

#### ◆第5次計画に掲げられている目指すべき社会

- ① 男女が自らの意思に基づき、個性と能力を十分に発揮できる、公正で多様性に富んだ、活力ある持続可能な社会
- ② 男女の人権が尊重され、尊厳を持って個人が生きることのできる社会
- ③ 仕事と生活の調和が図られ、男女が共に充実した職業生活、その他の社会生活、家庭生活を送ることができる社会
- ④ あらゆる分野に男女共同参画・女性活躍の視点を取り込み、SDGsで掲げられている包摂的かつ持続可能な世界の実現と軌を一にした取組を行い、国際社会と協調する社会

## ◆第5次計画における基本的な視点と取り組むべき事項等

### <新たな目標>

- 2030年代には、誰もが性別を意識することなく活躍でき、指導的地位にある人々の性別に偏りがないような社会となることを目指す。
- そのための通過点として、2020年代の可能な限り早期に指導的地位に占める女性の割合が30%程度となるよう目指して取組を進める。

## ◆第5次計画における政策の柱

### I あらゆる分野における女性の参画拡大

- 第1分野 政策・方針決定過程への女性の参画拡大
- 第2分野 雇用等における男女共同参画の推進と仕事と生活の調和
- 第3分野 地域における男女共同参画の推進
- 第4分野 科学技術・学術における男女共同参画の推進

### II 安全・安心な暮らしの実現

- 第5分野 女性に対するあらゆる暴力の根絶
- 第6分野 男女共同参画の視点に立った貧困等生活上の困難に対する支援と多様性を尊重する環境の整備
- 第7分野 生涯を通じた健康支援
- 第8分野 防災・復興、環境問題における男女共同参画の推進

### III 男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備

- 第9分野 男女共同参画の視点に立った各種制度等の整備
- 第10分野 教育・メディア等を通じた男女双方の意識改革、理解の促進
- 第11分野 男女共同参画に関する国際的な協調及び貢献

### IV 推進体制の整備・強化

## イ. 女性活躍・男女共同参画の重点方針について

2024（令和6）年6月11日、内閣府男女共同参画局において、「女性活躍・男女共同参画の重点方針2024（女性版骨太の方針2024）」が決定されました。なお、重点方針は、女性活躍・男女共同参画の取組を加速するため毎年6月頃に政府決定するもの



です。

重点方針 2024 では、第5次計画で決定した成果目標の達成や施策の実施に向けた取組の更なる具体化を行うため、以下の4つの重点事項（Ⅰ～Ⅳ）等を定めています。

### ◆女性活躍・男女共同参画の重点方針 2024（女性版骨太の方針 2024）

#### Ⅰ 企業等における女性活躍の一層の推進

- （1）企業における女性の採用・育成・登用の強化
- （2）科学技術・学術分野における女性活躍の推進
- （3）女性起業家の支援

- 女性役員登用目標の達成に向けた各企業の行動計画策定促進及び普及啓発
- 女性活躍や子育て支援に積極的に取り組む企業への支援
- 理工系分野の女子生徒等の育成支援
- プログラミング教育の充実
- 課題を抱える女性起業家への支援

#### Ⅱ 女性の所得向上・経済的自立に向けた取組の一層の推進

- （1）所得向上、リスクリングの推進
- （2）仕事と育児・介護の両立の支援
- （3）仕事と健康課題の両立の支援
- （4）地域における女性活躍・男女共同参画の推進

- デジタルスキルの習得支援・デジタル分野への就労支援
- 「年収の壁」を意識しない就労環境支援
- 男女問わず育児・介護とキャリア形成との両立支援
- 女性のライフステージごとの健康課題に起因する望まない離職等の防止
- 地域の企業における女性活躍の推進
- 地域リーダーの意識醸成・育成の推進
- 固定的な性別役割分担意識の解消

#### Ⅲ 個人の尊厳と安心・安全が守られる社会の実現

- （1）男女共同参画の視点に立った防災・復興の推進
- （2）配偶者等からの暴力や性犯罪・性暴力への対策の強化
- （3）困難な問題を抱える女性への支援
- （4）生涯にわたる健康への支援

- 防災の現場等における女性の参画拡大
- 配偶者等からの暴力の防止、被害者の保護及び支援、相談体制の整備及び周知等の一層の強化
- 性犯罪・性暴力の根絶に向けた取組や被害者支援の強化
- 困難な問題を抱える女性一人ひとりのニーズに応じた包括的な支援
- 生理の貧困への対応、緊急避妊薬の利用に向けた検討
- スポーツ分野における女性参画・活躍

#### Ⅳ 女性活躍・男女共同参画の取組の一層の加速化

- （1）男女共同参画の視点に立った政府計画の策定等の推進
- （2）政治・行政分野における男女共同参画の推進

- あらゆる分野の政策・事業の計画等において、男女別の影響やニーズの違いを考えた検討・立案の実施
- あらゆる分野における政策・方針決定過程への女性の参画の促進
- 女性の政治参画に向けた課題整理
- 地方議会における女性の政治参画の先進事例の情報共有
- 各府省における各役職段階に占める女性の割合に関する数値目標の設定

## (2) 佐賀県の動向

佐賀県は、2021（令和3）年に「第5次佐賀県男女共同参画基本計画」を策定しました。

この計画では、男女共同参画社会基本法第3条から第7条と、佐賀県男女共同参画推進条例第3条に基づき、「男女が個人として尊重される社会」「社会における制度又は慣行についての配慮」「政策等の立案及び決定への共同参画」「家庭生活における活動と他の活動の両立」「国際社会の動向を踏まえた取組」の5つの基本理念を設定しています。

その上で、人口減少や高齢化といった大きな課題に対応しながら、「人を大切に、世界に誇れる佐賀」の実現を確実なものにしていくため、県・市町・関係機関や団体等と連携し、女性が家庭・地域・職場等あらゆる場で能力を発揮できる環境整備を進めていくことを目指しています。

### ◆第5次佐賀県男女共同参画基本計画の体系

※計画期間：2021（令和3）年度～2025（令和7）年度

|       |                                                                     |
|-------|---------------------------------------------------------------------|
| 基本的方向 | ①男女共同参画推進の基盤づくり<br>②安全・安心に暮らすことができる社会づくり<br>③女性が活躍し、男女がともに参画する社会づくり |
|-------|---------------------------------------------------------------------|

| 基本的方向                   | 重点目標                                                                                                            |
|-------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ①男女共同参画推進の基盤づくり         | (1) 男女共同参画について男女双方の意識の形成<br>(2) 幼少期からの男女共同参画について男女双方の意識の形成                                                      |
| ②安全・安心に暮らすことができる社会づくり   | (3) 男女間のあらゆる暴力の根絶<br>(4) 生涯を通じた男女の健康支援<br>(5) 生活に困難を抱えたあらゆる人が安心して暮らせる支援と多様性を尊重する環境の整備<br>(6) 防災・復興における男女共同参画の推進 |
| ③女性が活躍し、男女がともに参画する社会づくり | (7) 女性の活躍推進と男性の意識改革・行動変革・重点目標<br>(8) 政策・方針決定過程への女性の参画の推進<br>(9) 仕事と家庭・地域生活が両立する環境づくり                            |

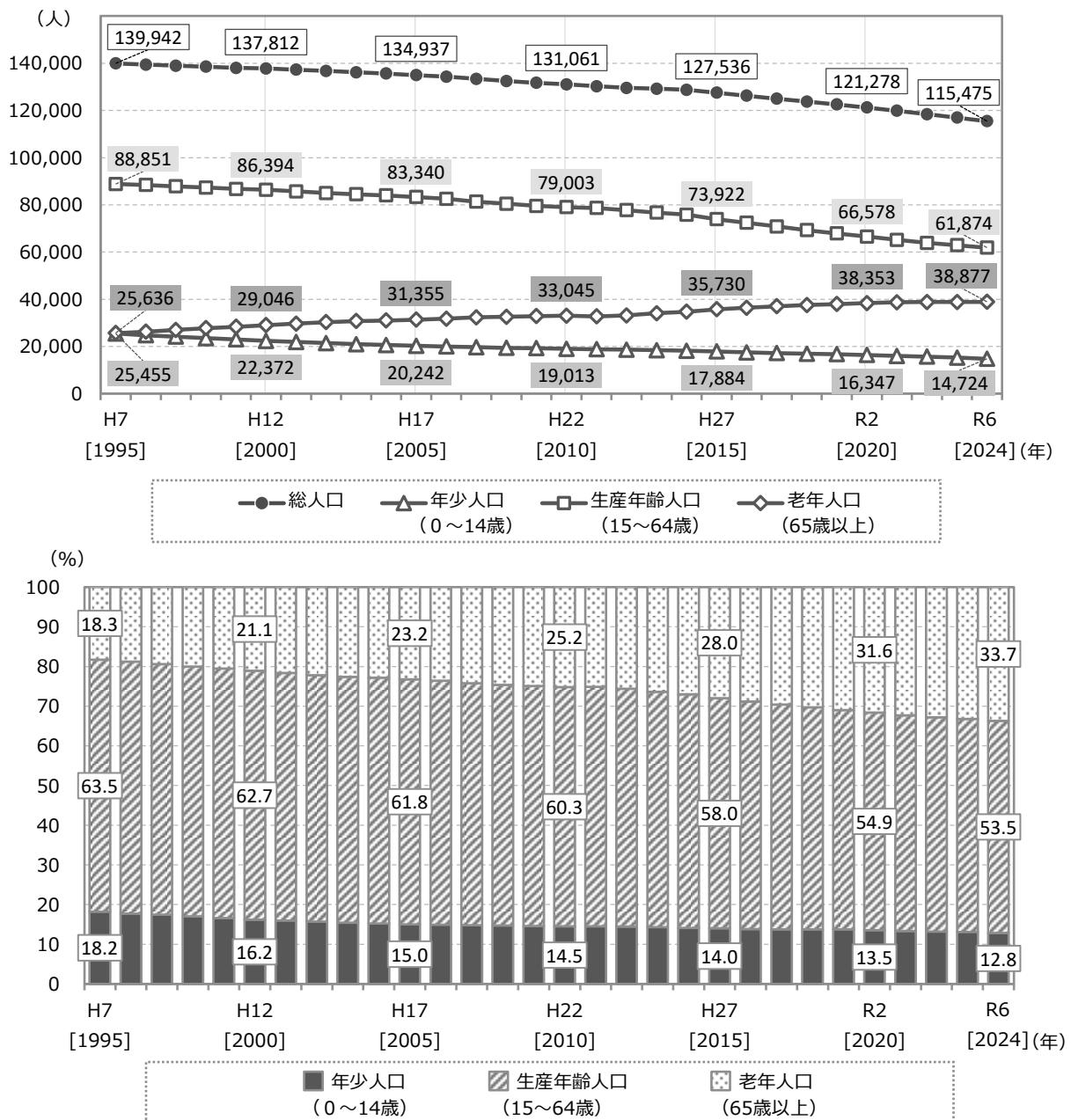
## 第3章 本市の現状と課題

### 1. 統計から見る本市の現状

#### (1) 人口の推移

近年、本市の人口は減少傾向にあります。また、年少人口、生産年齢人口、老年人口の3区分別人口割合を見ると、年少人口（0～14歳）と生産年齢人口（15～64歳）は年々減少しており、老年人口（65歳以上）は増加が続いています。

◆人口及び年齢3区分別人口の割合の推移◆

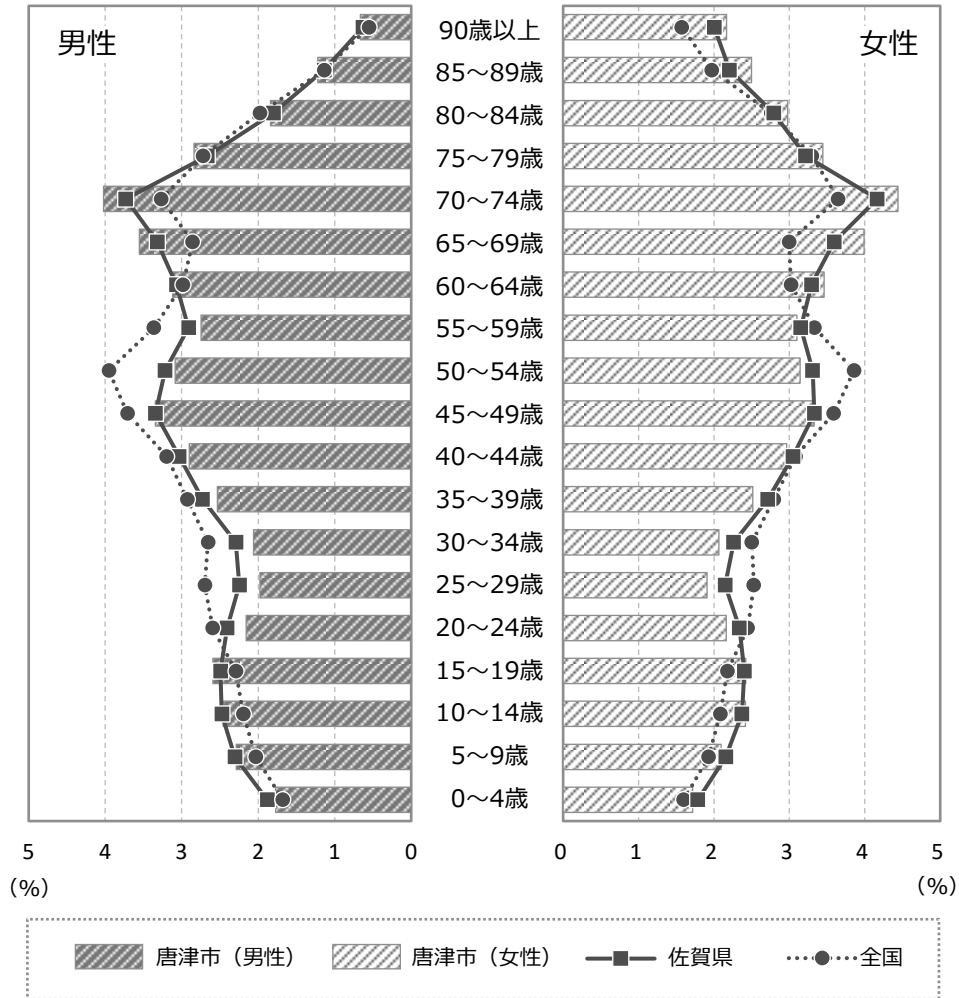


資料：総務省「住民基本台帳」※H7～H25は各年3月31日時点、H26～は各年1月1日時点

## (2) 5歳階級別人口比

5歳階級別人口比は、全国と比べて、男女ともに20～59歳が低く、0～19歳と65歳以上は高くなっています。

◆5歳階級別人口比の構成◆

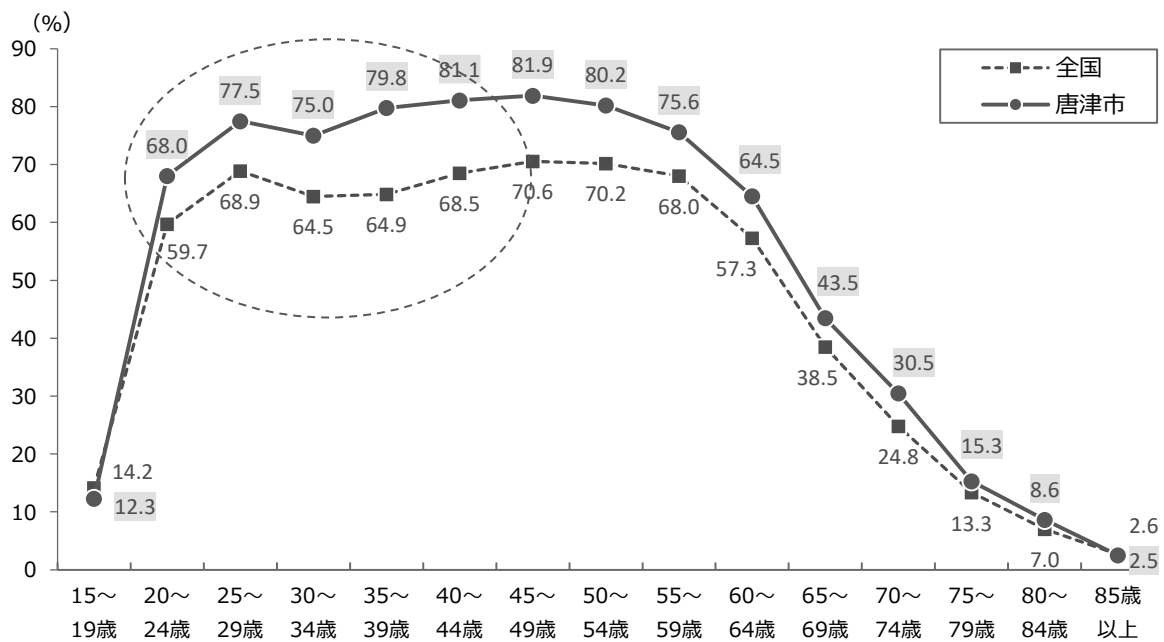


資料：総務省「住民基本台帳」※2024（令和6）年1月1日時点

### (3) 女性の就業状況

女性の就業状況について、子育て世代（20～40 歳代）の労働力率は、全国平均と比べて高くなっています。その一方、結婚・妊娠・出産等の理由により離職する女性が多いことによる、いわゆる「M字カーブ※」の状況が見られます。

◆年齢階級別女性の労働力率◆



資料：総務省「国勢調査」2020（令和2）年

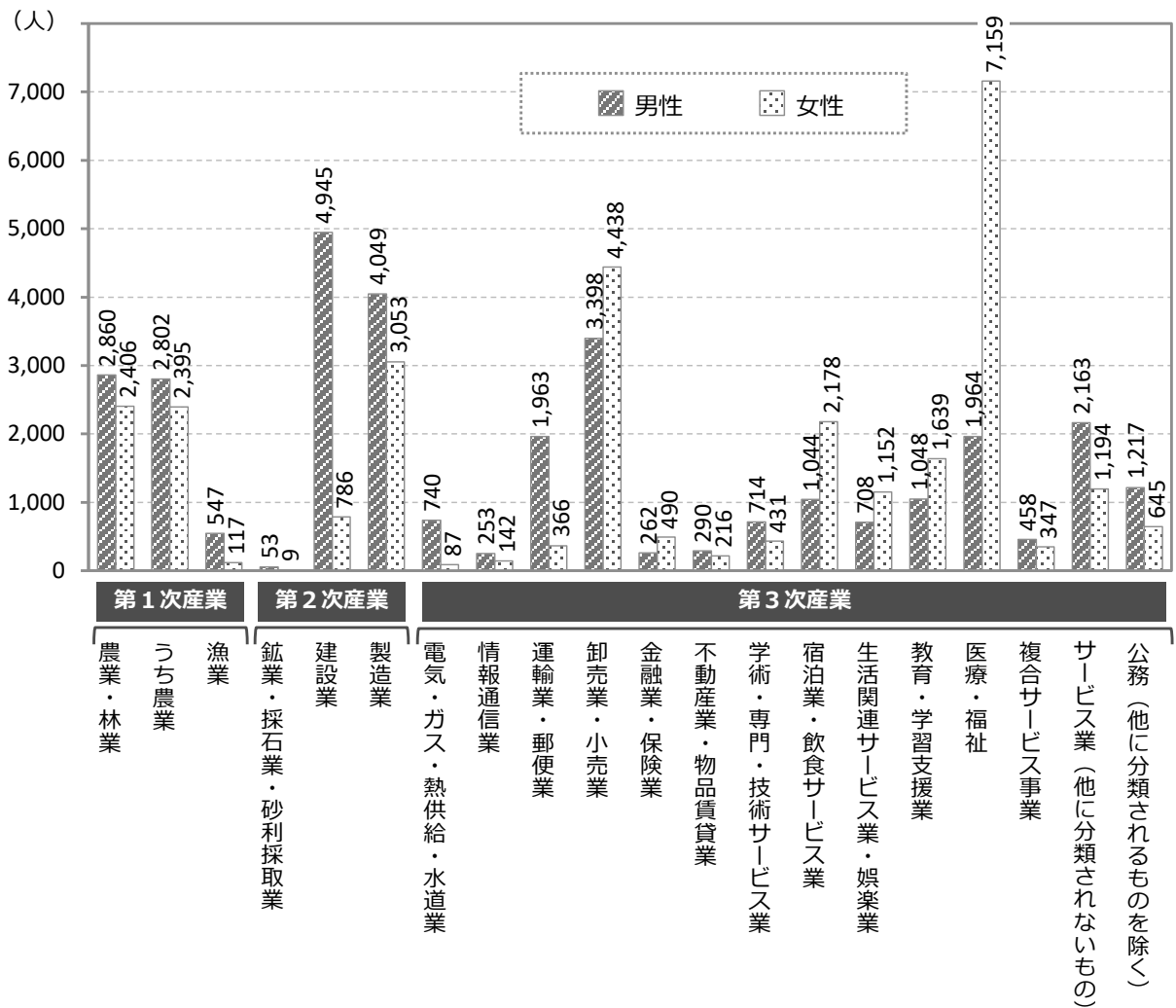
※「M字カーブ」とは？

女性の年齢別に見る労働力人口の割合をグラフで示した場合、アルファベットの「M」に似た曲線を描くことからついた言葉です。

#### (4) 産業人口

男女別産業人口は、男性では「建設業」が最も多く、次いで、「製造業」、「卸売業・小売業」の順となっています。また、女性では「医療・福祉」が最も多く、次いで、「卸売業・小売業」、「製造業」の順となっています。

◆男女別産業人口◆



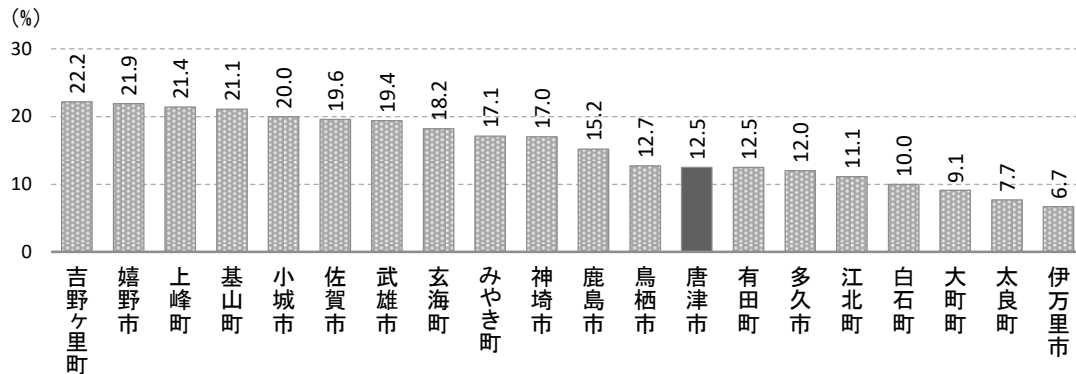
資料：総務省「国勢調査」2020（令和2）年

## (5) 本市における公職等の女性参画

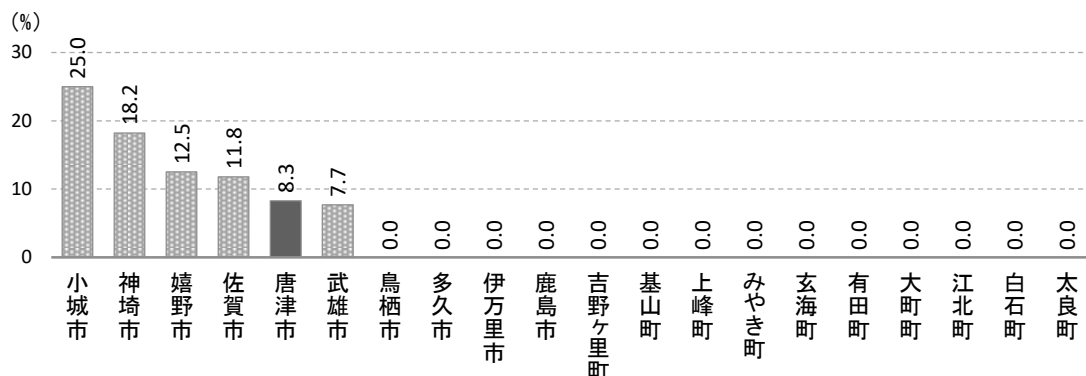
- 職員における管理職に占める女性の割合は、2023（令和5）年度は12.5%（16／128名）となっています。また、一般行政職について、2023（令和5）年度の部局長職に占める女性の割合は8.3%（1／12名）、課長相当職に占める女性の割合は、11.4%（8／70名）となっています。県内自治体において、それぞれの割合は高くない状況です。
- 審議会等の委員に占める女性の割合は、2023（令和5）年度で37.7%（582／1544名）となっており、2025（令和7）年3月の目標値50.0%への達成は厳しい見通しであることから、今後さらに女性委員を登用する必要があります。
- 防災会議の委員に占める女性の割合は、2023（令和5）年度で25.0%（7／28名）となっており、防災面の男女共同参画の視点からも、今後さらに女性委員を登用する必要があります。
- 自治会長に占める女性の割合は、2023（令和5）年度で1.1%（4／363名）となっています。地域の中で固定的な性別役割分担意識が根強く残っていることや、女性のなり手不足等が要因と考えられますが、男性が圧倒的に多いというこれまでの状況にとらわれず、女性が自治会長に登用される環境づくりを進めることが課題です。

※ここで言う「2023（令和5）年度」とは、「2023（令和5）年4月1日現在」のことです。

職員における管理職に占める女性の割合【2023（令和5）年度】

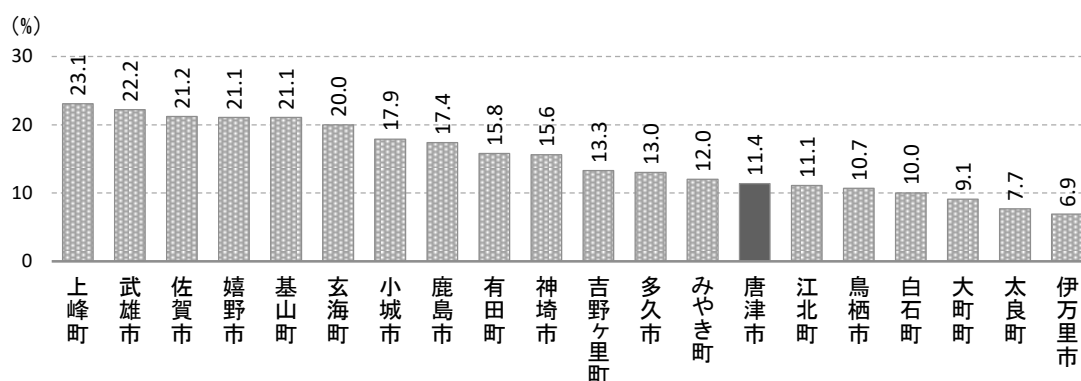


職員の一般行政職における部局長相当職に占める女性の割合【2023（令和5）年度】

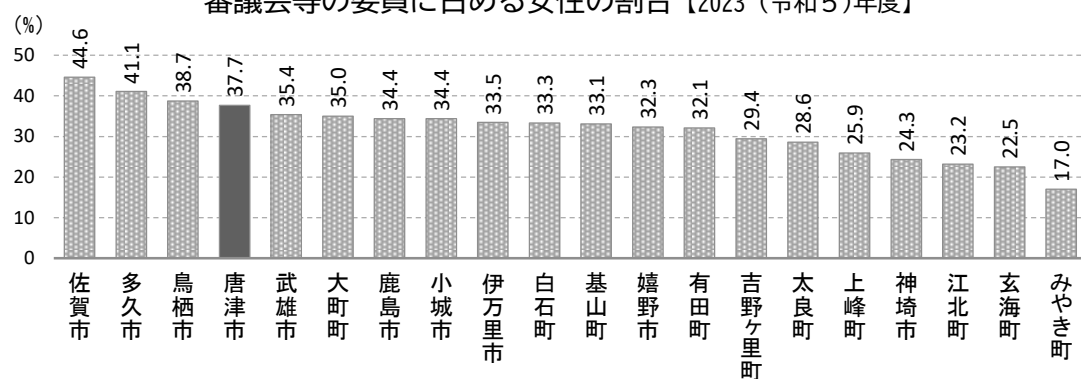


※みやき町を除く9町は、部長制を採用していないため、部長職はいない。

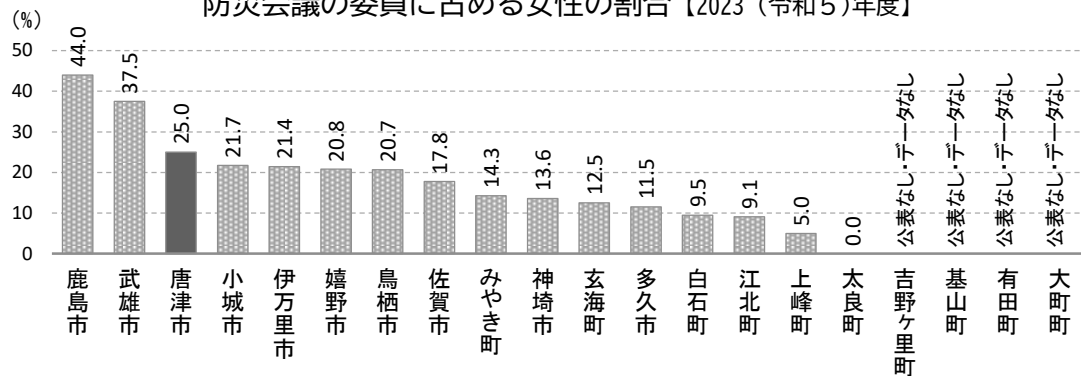
職員の一般行政職における課長相当職に占める女性の割合【2023（令和5）年度】



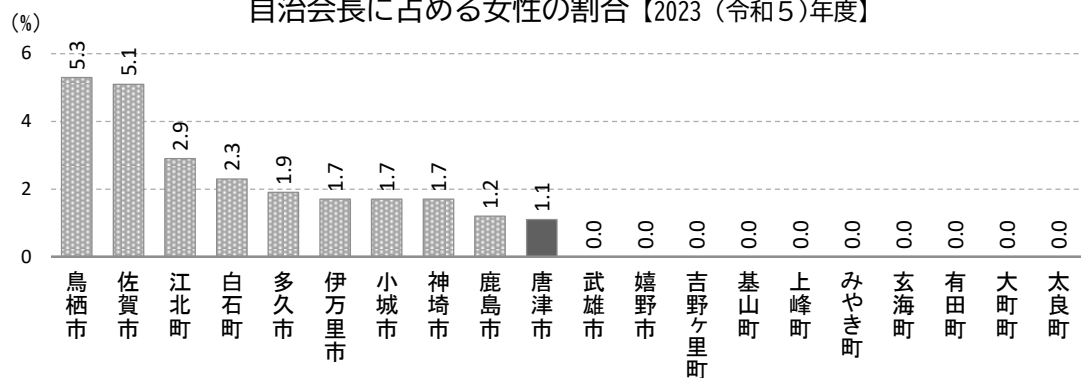
審議会等の委員に占める女性の割合【2023（令和5）年度】



防災会議の委員に占める女性の割合【2023（令和5）年度】



自治会長に占める女性の割合【2023（令和5）年度】



出典：内閣府 地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況（内閣府女性活躍推進法「見える化」サイト）2023（令和5）年度



## 2. アンケート調査から見る現状と課題

計画策定の基礎資料として、市民、市職員、市内企業を対象として、男女共同参画に関する意識調査を実施しました。

### 1. 概要

《実施期間》令和5年11月～12月

《対象者及び回答率》

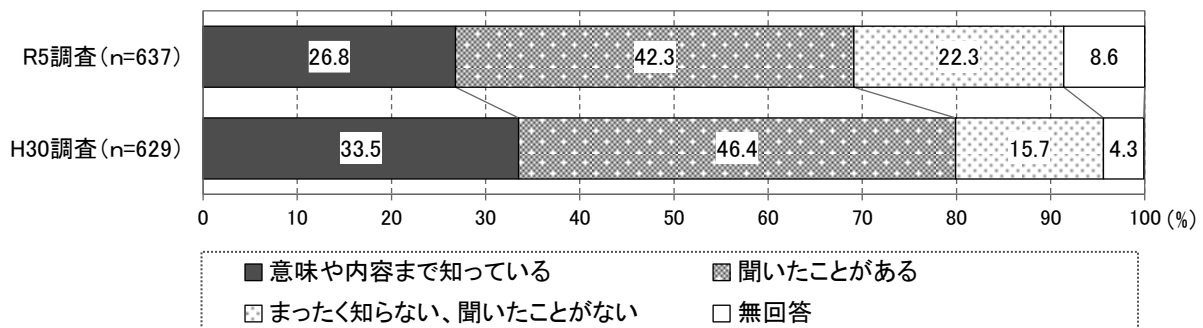
| 対象者      | 対象人数    | 回答数     | 回答率   |
|----------|---------|---------|-------|
| 一般市民     | 2,000 名 | 637 名   | 31.9% |
| 市内の中学2年生 | 1,230 名 | 1,029 名 | 83.7% |
| 市の職員     | 1,272 名 | 929 名   | 73.0% |
| 市内の企業    | 491 社   | 162 社   | 33.0% |

### 2. 調査結果

#### (1) 前回調査との比較 ※成果指標に関する設問から抜粋

指標名 「男女共同参画社会」の認知度（意味を知っている、聞いたことがある）

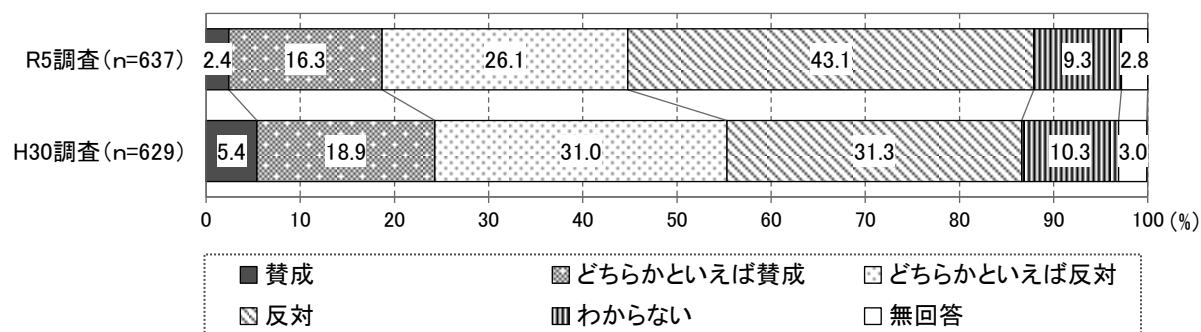
【出典・根拠】男女共同参画社会づくりのための市民意識調査



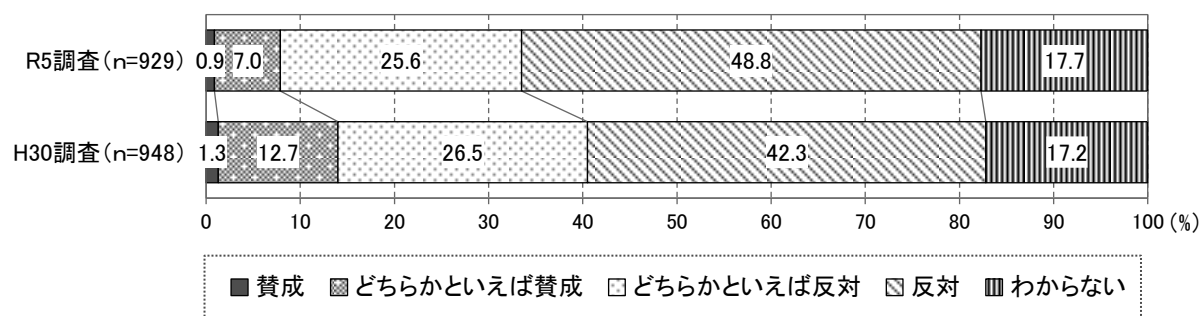
◇前回調査と比べて、「意味や内容まで知っている」と「聞いたことがある」の合計の割合は、低くなっています。

指標名 「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」など、性別で役割を固定する考え方に反対する割合（反対、どちらかといえば反対）

【出典・根拠】 男女共同参画社会づくりのための市民意識調査



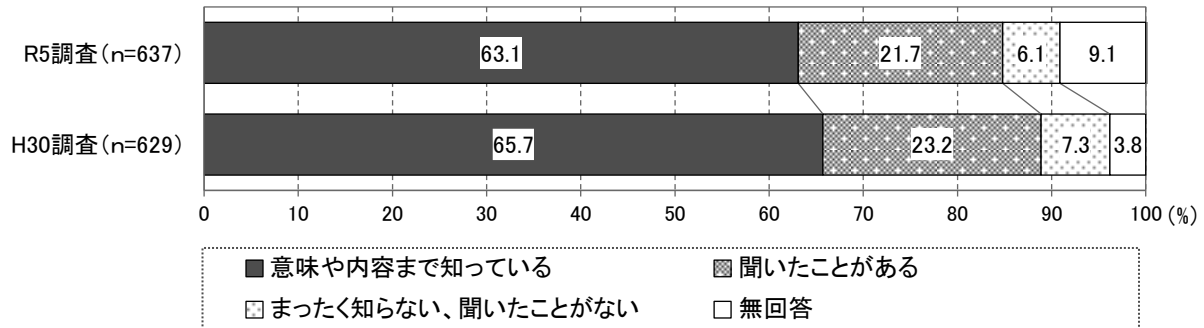
【出典・根拠】 男女共同参画社会づくりのための市職員意識調査



◇市民意識調査、市職員意識調査ともに、前回調査と比べて、「反対」と「どちらかといえば反対」の合計の割合は、高くなっています。

指標名 「DV」の認知度（意味まで知っている又は聞いたことがある）

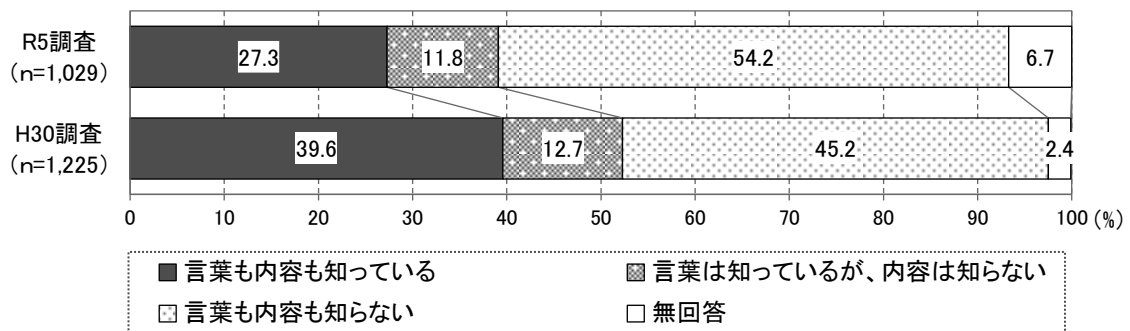
【出典・根拠】男女共同参画社会づくりのための市民意識調査



◇前回調査と比べて、「意味や内容まで知っている」と「聞いたことがある」の合計の割合は、低くなっています。

指標名 「デートDV<sup>(※)</sup>」の認知度（言葉も内容も知っている又は言葉は知っている）

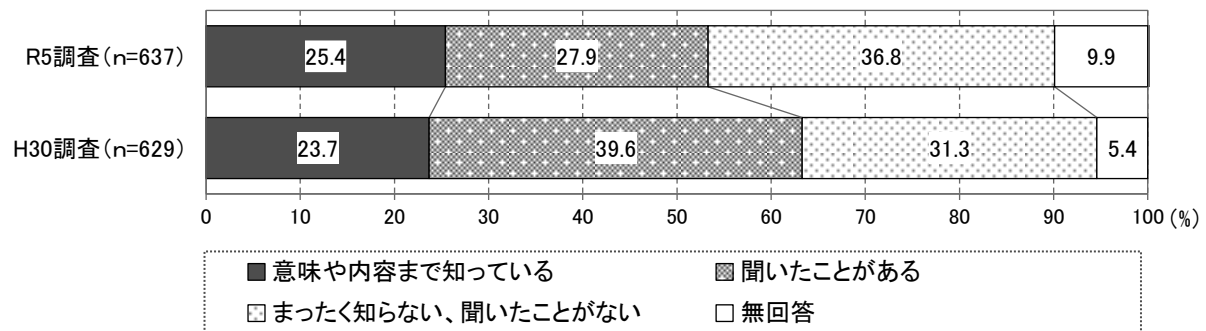
【出典・根拠】男女共同参画に関する中学生意識調査



◇前回調査と比べて、「言葉も内容も知っている」と「言葉は知っているが、内容は知らない」の合計の割合は、低くなっています。

指標名 「ワーク・ライフ・バランス」の認知度（意味まで知っている又は聞いたことがある）

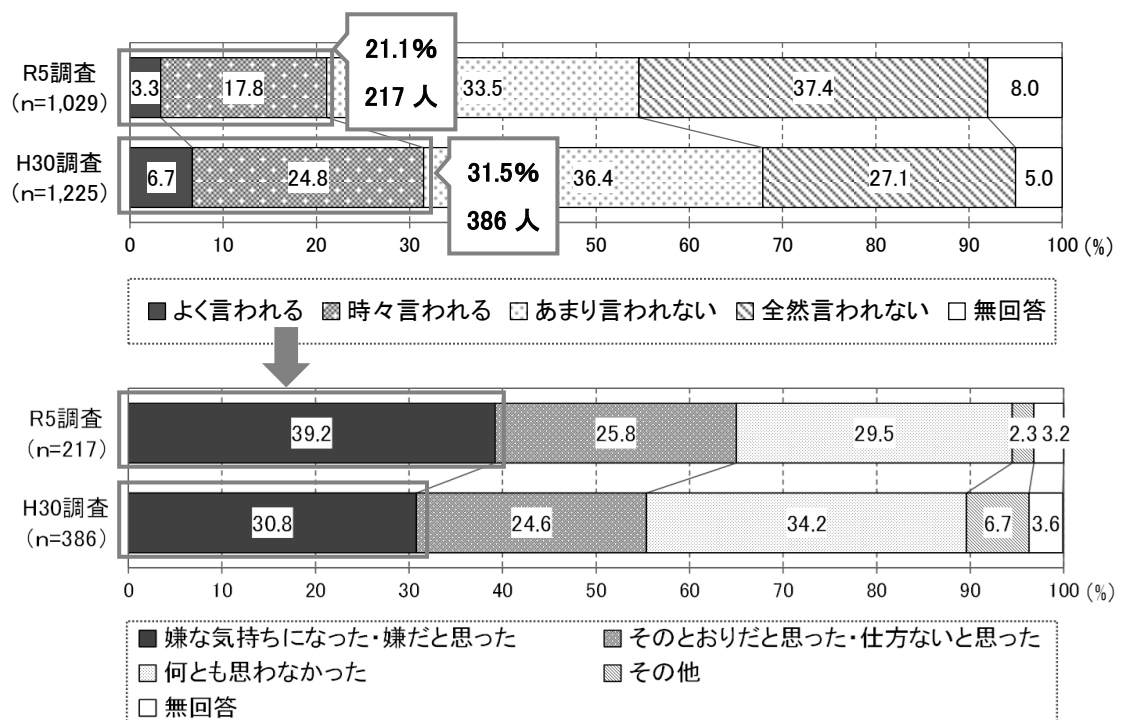
【出典・根拠】男女共同参画社会づくりのための市民意識調査



◇前回調査と比べて、「意味や内容まで知っている」と「聞いたことがある」の合計の割合は、低くなっています。

指標名 「男のくせに・女のくせに」、「男らしく・女らしく」などと言われて、嫌な気持ちになった中学生の割合

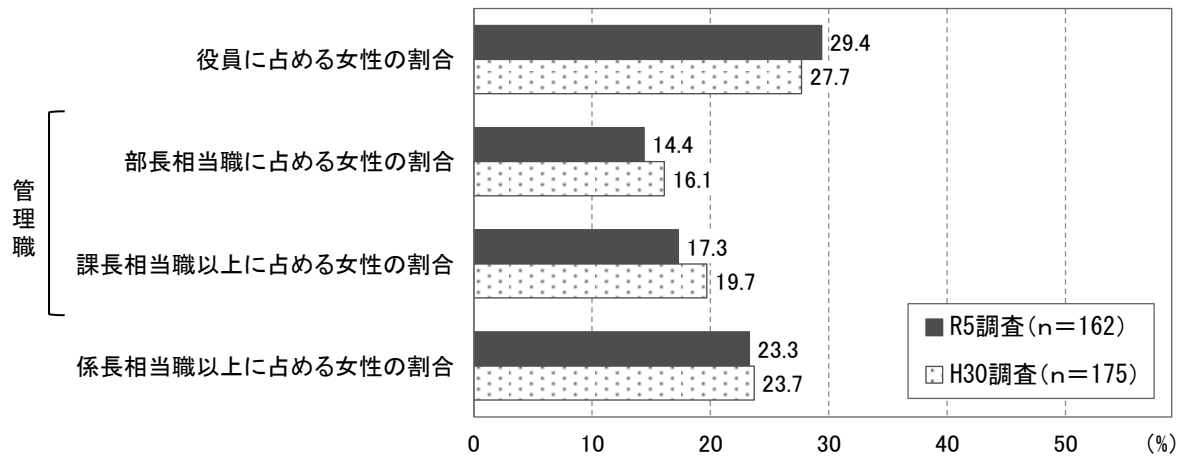
【出典・根拠】男女共同参画に関する中学生意識調査



◇前回調査と比べて、「嫌な気持ちになった・嫌だと思った」の割合は、高くなっています。

指標名 市内企業の管理職（課長職以上）に占める女性の割合

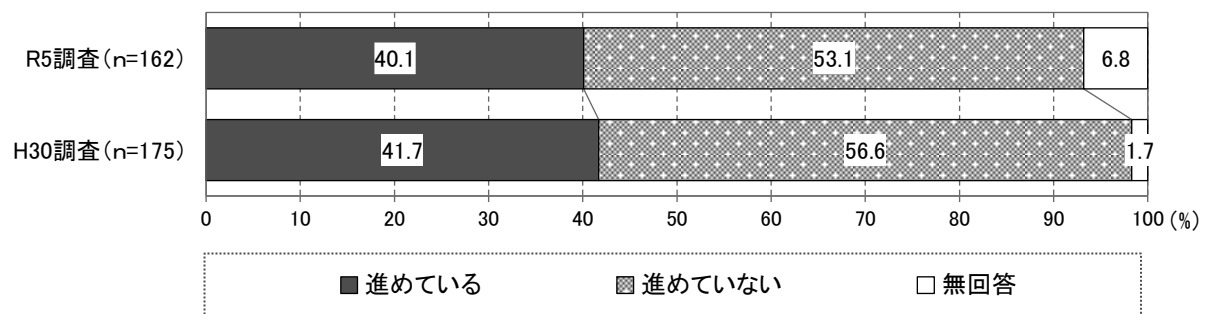
【出典・根拠】女性活躍推進に関する企業アンケート調査



◇前回調査と比べて、「役員に占める女性の割合」は高くなっていますが、「課長相当職以上に占める女性の割合」については低くなっています。

指標名 女性活躍推進の取組を進めている企業の割合

【出典・根拠】女性活躍推進に関する企業アンケート調査



◇前回調査と比べて、女性活躍推進の取組を「進めている」割合は、低くなっています。

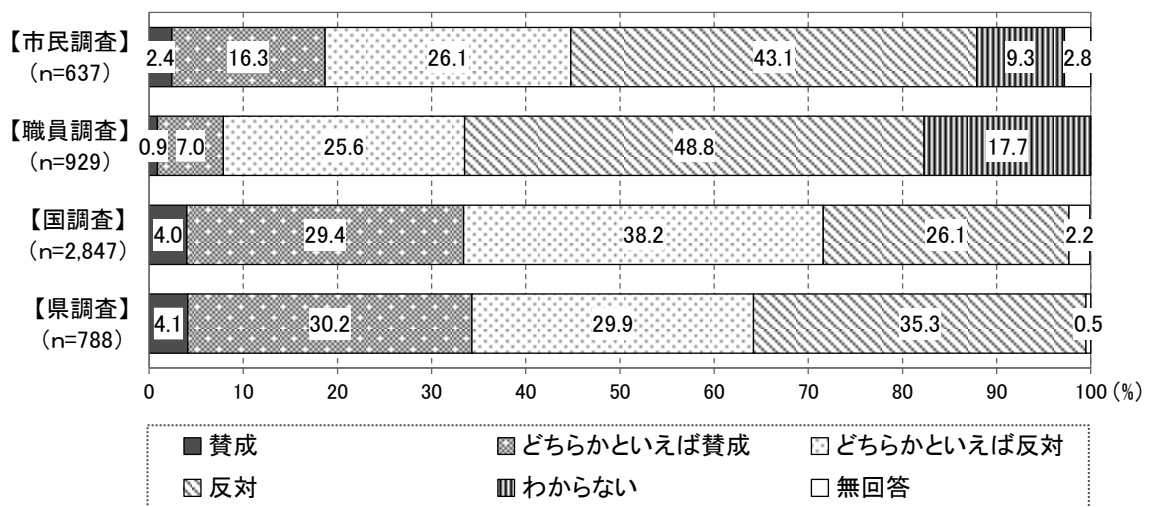
## (2) 国及び県との比較（参考）

参考として、国及び県の調査での同様の設問について、市が実施した調査結果との比較を行いました。

質問① 夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである

【国】 男女共同参画社会に関する世論調査（令和4年度）

【県】 令和元年度男女共同参画社会づくりのための県民意識調査結果との比較

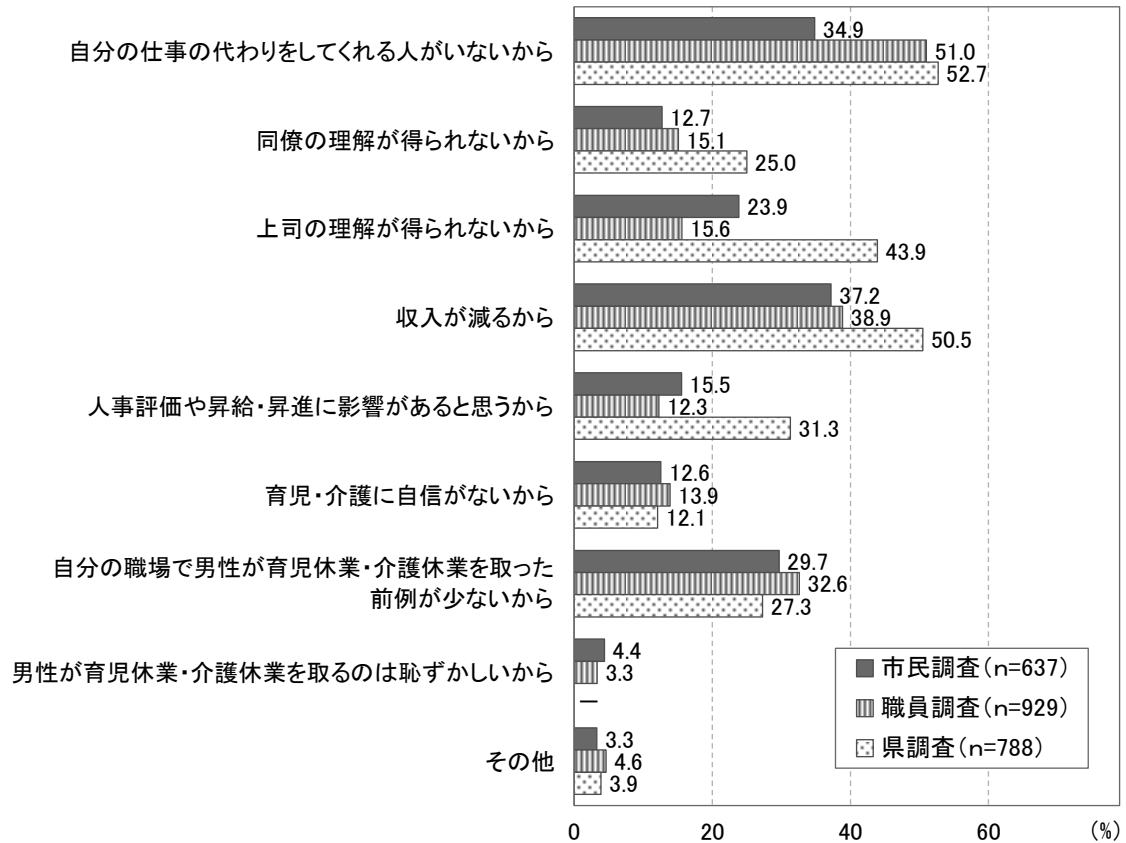


※「わからない」については、国調査及び県調査には選択肢がありません。

◇国及び県の調査と比べて、市民調査・職員調査ともに、「反対」と「どちらかといえば反対」の合計の割合は、高くなっています。

質問② 一般的に男性が育児休業・介護休業を取ることが進んでいないと言われていますが、その理由は何だと思われますか。

【県】 令和元年度男女共同参画社会づくりのための県民意識調査結果との比較

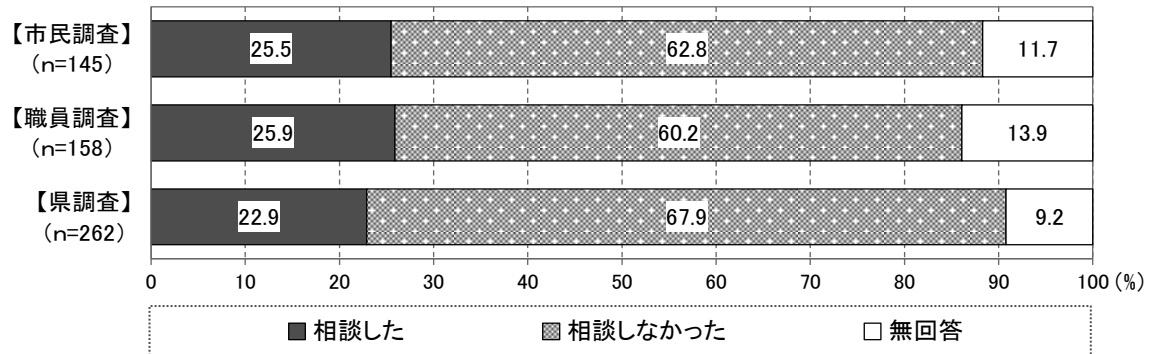


※「男性が育児休業・介護休業を取るのには恥ずかしいから」については、県調査には選択肢がありません。

◇県の調査と比べて、市民調査・職員調査ともに、「同僚の理解が得られないから」・「上司の理解が得られないから」という割合は低い一方で、「自分の職場で男性が育児休業・介護休業を取った前例が少ないから」という割合が高くなっています。

質問③ DVをされたことを誰かに打ち明けたり、相談したりしましたか。

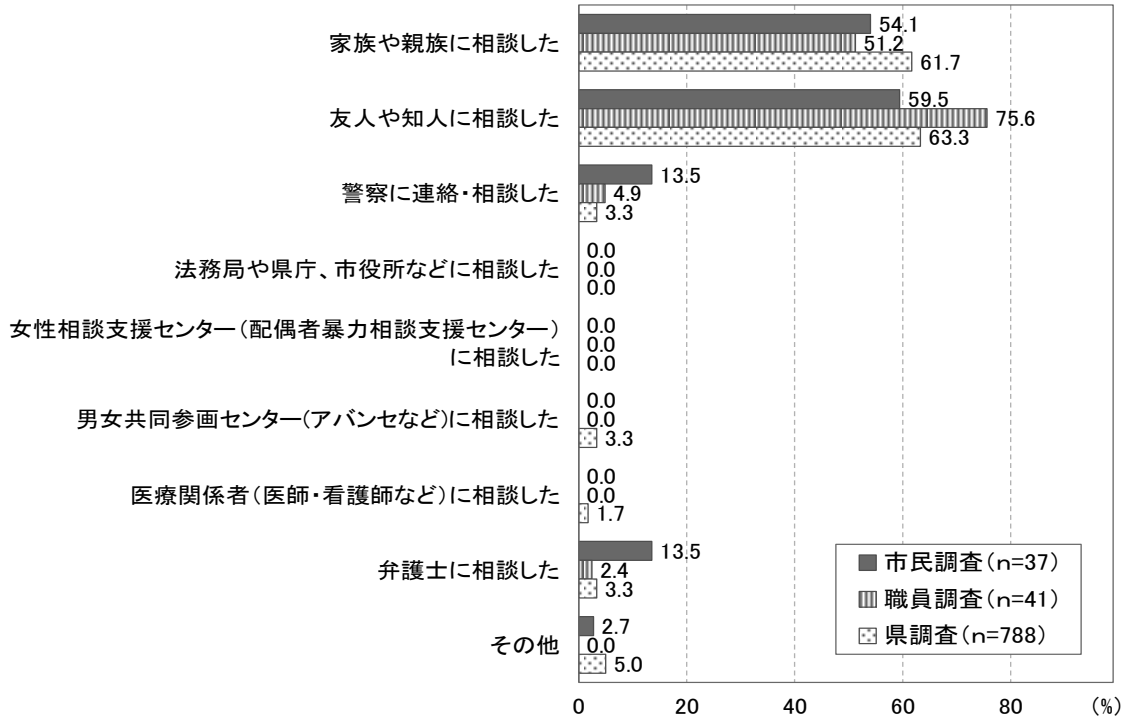
【県】令和元年度男女共同参画社会づくりのための県民意識調査結果との比較



◇県の調査と比べて、市民調査・職員調査ともに、「相談した」という割合がやや高くなっています。

質問③－１ 誰（どこ）に相談しましたか。（「相談した」と回答した方）

【県】令和元年度男女共同参画社会づくりのための県民意識調査結果との比較



◇県の調査と比べて、市民調査・職員調査ともに、「警察に連絡・相談した」・「弁護士に相談した」という割合が高くなっています。



## 調査結果から見える傾向と課題

### (1) 男女平等の意識について

- 「男女共同参画社会」に関する認知度は、前回調査と比べて低くなっています。各種媒体における広報・啓発や、学校や生涯学習等における教育の実施等により、市民一人ひとりが男女共同参画の意義を理解することで、男女平等に関する社会全体の意識を変えていく取組が必要です。

### (2) 性別による役割の固定化について

- 「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という意識は、市民・市職員ともに、前回調査と比べて、「反対」と「どちらかといえば反対」の合計の割合は、高くなっています。男性も女性同様に積極的に家庭生活にかかわることができる意識の醸成と、男性の育児休業取得等、様々な制度の浸透が必要とされます。
- 「男のくせに・女のくせに」、「男らしく・女らしく」などと言われて嫌な気持ちになった中学生の割合は、前回調査と比べて高くなっています。性別による固定的役割分担の意識はこのような性別によるイメージが大きいことから、個性や多様性を認められる社会環境の醸成に努める必要があります。

### (3) DVについて

- 「DV」に関する認知度は、前回調査と比べて、市民では低くなっています。また、「デートDV」に関する認知度は、前回調査と比べて、中学生では低くなっています。DVに関する周知・啓発に努めるとともに、DVの未然防止とDVを受けた人が相談しやすい環境づくりを進める必要があります。

### (4) ワーク・ライフ・バランスについて

- 「ワーク・ライフ・バランス」に関する認知度は、前回調査と比べて低くなっています。性別等にかかわらず、すべての市民が仕事と家庭生活を円満に充実して過ごすことができるよう、ワーク・ライフ・バランスに関する普及・啓発に努める必要があります。

### (5) 企業における女性への対応について

- 前回調査と比べて、企業における「役員に占める女性の割合」は高くなっていますが、「課長相当職以上に占める女性の割合」は低くなっています。また、女性活躍推進の取組を「進めている」と回答した企業の割合は、前回調査と比べて低くなっています。依然として就労の場においては“男性優遇”の状態も見られることから、性別等にかかわらず、個人の能力を十分に発揮できる職場環境づくりについて、市内企業等に周知・啓発する必要があります。

### 3. 前計画の指標の達成状況

本市では、前計画策定時に設定した各指標について、毎年度状況を把握することで、施策・事業の進捗を把握してきました。コロナ禍の影響を受けた施策・事業もありますが、結果を参考にして、引き続き男女共同参画社会の実現に向けた施策・事業を展開していきます。

《表の見方》 \*成果指標とは、5年後に目指す目標で、「何」を「どれくらい」にするかを表すものです。  
\*活動指標とは、基本目標を達成するために「どのような活動」を「どのくらい行うか」を表すものです。  
\*調査が5年毎に実施されるため、達成度が斜線の欄は実績がありません。  
\*数値の増減で成果を表すことが適当でない指数は、目標値を「—」としています。

#### 基本目標Ⅰ 男女共同参画の意識づくり・社会づくり

| 施策の方向(1) 固定的な性別役割分担意識の解消                                   |        |                  |      |      |      |       |                               |
|------------------------------------------------------------|--------|------------------|------|------|------|-------|-------------------------------|
| 成果指標                                                       | 目標値    | 計画策定時            | 達成度  |      |      |       | 根拠・出典                         |
|                                                            |        |                  | R2   | R3   | R4   | R5    |                               |
| 「男女共同参画社会」の認知度(意味を知っている、聞いたことがある)                          | 100%   | 79.9%<br>(H30年度) |      |      |      | 69.1% | 男女共同参画社会づくりのための市民意識調査         |
| 「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」など性別で役割を固定する考え方に反対する割合(反対、どちらかといえば反対) | 70%    | 62.3%<br>(H30年度) |      |      |      | 69.2% | 男女共同参画社会づくりのための市民意識調査         |
| 活動指標                                                       | 目標値    | 計画策定時            | 達成度  |      |      |       | 担当課                           |
|                                                            |        |                  | R2   | R3   | R4   | R5    |                               |
| 男女共同参画フォーラム、講演会などの参加者数                                     | 1,500人 | 991人<br>(H30年度)  | 276人 | 178人 | 201人 | 223人  | 男女共同参画課                       |
| 人権フォーラムの参加者数                                               | 200人   | 100人<br>(H30年度)  | 0人   | 80人  | 70人  | 77人   | 人権・同和対策課                      |
| 施策の方向(2) 幼少期からの男女共同参画意識の形成                                 |        |                  |      |      |      |       |                               |
| 成果指標                                                       | 目標値    | 計画策定時            | 達成度  |      |      |       | 根拠・出典                         |
|                                                            |        |                  | R2   | R3   | R4   | R5    |                               |
| 「男のくせに・女のくせに」、「男らしく・女らしく」などと言われて、嫌な気持ちになった中学生の割合           | 0%     | 9.7%<br>(H30年度)  |      |      |      | 8.3%  | 男女共同参画に関する中学生意識調査             |
| 活動指標                                                       | 目標値    | 計画策定時            | 達成度  |      |      |       | 担当課                           |
|                                                            |        |                  | R2   | R3   | R4   | R5    |                               |
| 市民団体と連携した講座などの参加者数                                         | 700人   | 635人<br>(H30年度)  | 42人  | 69人  | 12人  | 195人  | 男女共同参画課                       |
| 男性の家事・育児・介護参画を推進する講座の実施回数                                  | 40回    | 32回<br>(H30年度)   | 42回  | 32回  | 16回  | 14回   | 男女共同参画課、保健医療課、子ども家庭課、生涯学習文化財課 |

| 施策の方向(3) 政策・方針決定過程への女性の参画促進                                    |                                  |                     |       |       |       |               |                        |
|----------------------------------------------------------------|----------------------------------|---------------------|-------|-------|-------|---------------|------------------------|
| 成果指標                                                           | 目標値                              | 計画策定時               | 達成度   |       |       |               | 根拠・出典                  |
|                                                                |                                  |                     | R2    | R3    | R4    | R5            |                        |
| 審議会等委員に占める女性の割合                                                | 40%(早期)更に50%を目指す(女性委員がない審議会をなくす) | 33.3%(H30年度)        | 36.0% | 36.2% | 38.0% | 38.4%(R6.3月末) | 唐津市公的審議会等女性委員登用率       |
| 活動指標                                                           | 目標値                              | 計画策定時               | 達成度   |       |       |               | 担当課                    |
|                                                                |                                  |                     | R2    | R3    | R4    | R5            |                        |
| 唐津市女性人材バンク登録者数                                                 | 30人                              | 20人(H30年度)          | 20人   | 31人   | 30人   | 31人           | 男女共同参画課                |
| 施策の方向(4) 市役所での取組強化                                             |                                  |                     |       |       |       |               |                        |
| 成果指標                                                           | 目標値                              | 計画策定時               | 達成度   |       |       |               | 根拠・出典                  |
|                                                                |                                  |                     | R2    | R3    | R4    | R5            |                        |
| 「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」など性別で役割を固定する考え方に反対する市職員の割合(反対、どちらかといえば反対) | 100%                             | 68.8%(H30年度)        |       |       |       | 74.4%         | 男女共同参画社会づくりのための市職員意識調査 |
| 活動指標                                                           | 目標値                              | 計画策定時               | 達成度   |       |       |               | 担当課                    |
|                                                                |                                  |                     | R2    | R3    | R4    | R5            |                        |
| 男女共同参画に関する職員研修の実施回数                                            | 毎年1回以上                           | 1回(H30年度)           | 2回    | 2回    | 2回    | 2回            | 人事課                    |
| 管理職に占める女性の割合                                                   | 16%                              | 12.5%(H31.4.1現在)    | 13.2% | 12.3% | 11.6% | 12.5%         | 人事課                    |
| 男性職員の育児休業取得率                                                   | 5%                               | 0%(H30年度)           | 6.6%  | 11.1% | 19.5% | 27.0%         | 人事課                    |
| 職員一人当たりの年次休暇取得率                                                | 65%(平均13日)                       | 55.5%(11.1日)(H30年度) | 49.5% | 57.8% | 59.4% | 64.0%         | 人事課                    |

## 基本目標2 安全・安心な社会づくり

| 施策の方向(1) 地域防災における男女共同参画の推進 |     |             |      |      |      |      |                                 |
|----------------------------|-----|-------------|------|------|------|------|---------------------------------|
| 成果指標                       | 目標値 | 計画策定時       | 達成度  |      |      |      | 根拠・出典                           |
|                            |     |             | R2   | R3   | R4   | R5   |                                 |
| 消防団員に占める女性の割合              | 2%  | 1.3%(H31年度) | 1.1% | 1.1% | 1.1% | 1.1% | 佐賀県内の女性団員の割合2.3%(H31.4.1現在)に準じる |
| 活動指標                       | 目標値 | 計画策定時       | 達成度  |      |      |      | 担当課                             |
|                            |     |             | R2   | R3   | R4   | R5   |                                 |
| 自主防災組織、住民向け防災説明会実施         | 15回 | 15回(H30年度)  | 29回  | 32回  | 36回  | 40回  | 危機管理防災課                         |

| 施策の方向(2) 生涯を通じた心身の健康支援                           |     |                           |       |       |       |       |                                             |
|--------------------------------------------------|-----|---------------------------|-------|-------|-------|-------|---------------------------------------------|
| 成果指標                                             | 目標値 | 計画策定時                     | 達成度   |       |       |       | 根拠・出典                                       |
|                                                  |     |                           | R2    | R3    | R4    | R5    |                                             |
| がんの検診受診率<br>(乳がん検診は、2年に1回)<br>※R3年度から県統一の算出方法で算出 | 50% | 子宮頸がん<br>42.3%<br>(H30年度) | 26.7% | 50.1% | 51.6% | 50.0% | 唐津市保健事業<br>子宮頸がん<br>20～69歳<br>乳がん<br>40～69歳 |
|                                                  |     | 乳がん<br>25.3%<br>(H30年度)   | 16.3% | 52.6% | 52.9% | 54.3% |                                             |
| 活動指標                                             | 目標値 | 計画策定時                     | 達成度   |       |       |       | 担当課                                         |
|                                                  |     |                           | R2    | R3    | R4    | R5    |                                             |
| 特定健康診査の受診率                                       | 60% | 41.3%<br>(H30年度)          | 33.6% | 33.8% | 34.5% | 36.8% | 保険年金課                                       |
| 特定妊婦 ※1 の数<br>(支援計画を立てた数)                        | —   | 119人<br>(H30年度)           | 134人  | 107人  | 94人   | 126人  | 保健医療課                                       |

| 施策の方向(3) 暮らしに困難を抱えた人への支援    |      |                 |      |     |      |      |          |
|-----------------------------|------|-----------------|------|-----|------|------|----------|
| 成果指標                        | 目標値  | 計画策定時           | 達成度  |     |      |      | 根拠・出典    |
|                             |      |                 | R2   | R3  | R4   | R5   |          |
|                             |      |                 |      |     |      |      |          |
| 活動指標                        | 目標値  | 計画策定時           | 達成度  |     |      |      | 担当課      |
|                             |      |                 | R2   | R3  | R4   | R5   |          |
| (ひとり親家庭)<br>自立支援教育訓練給付金受給者数 | —    | 4人<br>(H30年度)   | 2人   | 3人  | 2人   | 1人   | こども家庭課   |
| (ひとり親家庭)<br>高等職業訓練促進給付金受給者数 | —    | 23人<br>(H30年度)  | 19人  | 13人 | 13人  | 16人  | こども家庭課   |
| 公民館などでの人権研修・講座の開催数          | 170回 | 155回<br>(H30年度) | 132回 | 92回 | 119回 | 115回 | 生涯学習文化財課 |

※1 若年や経済的な問題、心身の不調等で、出産前から支援を行うことが特に必要と認められる妊婦のことです。

### 基本目標3 男女がともに働きやすい環境づくり

| 施策の方向(1) 職場における男女共同参画と女性活躍の推進 |       |                  |       |       |       |       |                          |
|-------------------------------|-------|------------------|-------|-------|-------|-------|--------------------------|
| 成果指標                          | 目標値   | 計画策定時            | 達成度   |       |       |       | 根拠・出典                    |
|                               |       |                  | R2    | R3    | R4    | R5    |                          |
| 市内企業の管理職(課長職以上)に占める女性の割合      | 25%   | 19.7%<br>(H30年度) |       |       |       | 17.3% | 女性活躍推進に関する企業アンケート調査      |
| 女性活躍推進の取組を進めている企業の割合          | 50%   | 41.7%<br>(H30年度) |       |       |       | 40.1% | 男女共同参画社会づくりのための企業アンケート調査 |
| 活動指標                          | 目標値   | 計画策定時            | 達成度   |       |       |       | 担当課                      |
|                               |       |                  | R2    | R3    | R4    | R5    |                          |
| 市内事業所の「女性の活躍推進佐賀県会議 ※2」会員登録数  | 43事業所 | 28事業所<br>(H30年度) | 29事業所 | 30事業所 | 47事業所 | 48事業所 | 男女共同参画課                  |

※2 佐賀県内の経済団体が中心となり、女性の活躍による地域経済の活性化を推進するために設置されたものです。

| 施策の方向(2) 農林水産業、商工自営業における男女共同参画の推進       |      |                   |      |      |      |       |                       |
|-----------------------------------------|------|-------------------|------|------|------|-------|-----------------------|
| 成果指標                                    | 目標値  | 計画策定時             | 達成度  |      |      |       | 根拠・出典                 |
|                                         |      |                   | R2   | R3   | R4   | R5    |                       |
| 女性農業委員数(全19人)                           | 7人   | 2人<br>(H31年度)     | 2人   | 2人   | 2人   | 2人    | 唐津市農業委員会              |
| 活動指標                                    | 目標値  | 計画策定時             | 達成度  |      |      |       | 担当課                   |
|                                         |      |                   | R2   | R3   | R4   | R5    |                       |
| 家族経営協定 ※1 の締結数                          | 197件 | 167件<br>(H31.3月末) | 167件 | 166件 | 162件 | 163件  | 農業委員会                 |
| 施策の方向(3) ワーク・ライフ・バランスの推進                |      |                   |      |      |      |       |                       |
| 成果指標                                    | 目標値  | 計画策定時             | 達成度  |      |      |       | 根拠・出典                 |
|                                         |      |                   | R2   | R3   | R4   | R5    |                       |
| 「ワーク・ライフ・バランス」の認知度(意味まで知っている又は聞いたことがある) | 100% | 63.3%<br>(H30年度)  |      |      |      | 53.3% | 男女共同参画社会づくりのための市民意識調査 |
| 活動指標                                    | 目標値  | 計画策定時             | 達成度  |      |      |       | 担当課                   |
|                                         |      |                   | R2   | R3   | R4   | R5    |                       |
| 放課後児童クラブの利用が必要だが利用できない児童数               | 0人   | 50人<br>(R1.5月現在)  | 121人 | 29人  | 56人  | 32人   | こども家庭課                |

※1 家族経営協定とは、農業経営を担っている世帯員相互のルールを文書にして取り決めたものです。

## 基本目標4 男女間の暴力のない社会づくり

| 施策の方向(1) 男女間のあらゆる暴力の根絶                                                                                        |                   |                  |     |    |     |                                        |                                      |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------|------------------|-----|----|-----|----------------------------------------|--------------------------------------|
| 成果指標                                                                                                          | 目標値               | 計画策定時            | 達成度 |    |     |                                        | 根拠・出典                                |
|                                                                                                               |                   |                  | R2  | R3 | R4  | R5                                     |                                      |
| 夫婦間における次のような行為を「暴力」と認知する人の割合<br>①【精神的暴力】<br>友人関係や電話を細かく監視する<br>②【経済的暴力】<br>必要な生活費を渡さない<br>③【性的暴力】<br>避妊に協力しない | ①～③<br>100%       | ①～③<br>—%<br>※2  |     |    |     | ①<br>50.9%<br>②<br>53.7%<br>③<br>48.5% | 調査対象としていなかったが、今後認知度を上げることと認識の向上を促進する |
| 「DV」の認知度(意味まで知っている又は聞いたことがある)                                                                                 | 100%              | 88.9%<br>(H30年度) |     |    |     | 84.8%                                  | 男女共同参画社会づくりのための市民意識調査                |
| 「デートDV」の認知度(言葉も内容も知っている又は言葉は知っている)                                                                            | 60%(早期)更に100%を目指す | 52.3%<br>(H30年度) |     |    |     | 39.1%                                  | 男女共同参画に関する中学生意識調査                    |
| 活動指標                                                                                                          | 目標値               | 計画策定時            | 達成度 |    |     |                                        | 担当課                                  |
|                                                                                                               |                   |                  | R2  | R3 | R4  | R5                                     |                                      |
| DV防止啓発セミナーなどの参加者数                                                                                             | 80人               | 48人<br>(H30年度)   | 27人 | 0人 | 24人 | 31人                                    | 男女共同参画課                              |

※2 計画策定時の現状値を把握できなかったため「—」で表示しています。

◆前計画の基本目標4の施策の方向(2)及び(3)は、指標設定がなかったため記載していません。